

[事案 30-66] 死亡保険金等支払請求

・平成 31 年 1 月 16 日 裁定不調

<事案の概要>

請求権者の代表者と主張する第三者に死亡保険金が全額支払われたことを不服として、死亡保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者が死亡したため、平成 23 年 9 月に親族が契約していた終身保険にもとづき死亡保険金を請求したところ、死亡保険金等の請求権者の一人が、「請求権者全員の協議により代表者になった」旨の記載がある誓約書等を保険会社に提出し、すでに死亡保険金等の全額を受領していたため、支払われなかった。しかし、請求権者全員による協議は実際には行われていないため、自分に支払請求権がある死亡保険金その他の支払請求権のある金員を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 死亡保険金等は、誓約書を提出した請求権者の代表者に支払われており、申立人の死亡保険金等の請求権は消滅している。
- (2) 申立人以外の請求権者からの異議申立てはなく、請求権者全員の協議が行われていなかったとはいえない。
- (3) 仮に協議が行われていなかった場合、申立人以外の請求権者との間で争いが発生する可能性もあることから、請求に際しては請求権者全員で協議が行われる必要がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険金請求に関する事情を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 民法および約款の規定から、申立人に死亡保険金等の請求権があることは明らかである。
- (2) 保険金等を受領した者が申立人から死亡保険金等の受領権限を与えられたことを示す証拠は提出されておらず、申立人から保険金等の受領権限が授与されたとは認められない。なお、保険金等を受領した者が提出した誓約書においても、申立人がこれに同意した旨の記載等は確認されない。
- (3) 誓約書は、代表者と保険会社との間の関係を拘束するものに過ぎず、申立人の請求権に影響を与えるものではない。